

平成十八年厚生労働省令第三十九号

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則
石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第二条第二項、第六十条第一項第二号ニ、第八十五条及び第八十六条並びに同法第六十九条第二項の規定により適用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第十一条の規定により適用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二条第一項の規定に基づき、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 一般拠出金の納付の手続

第三章 特別遺族給付金の請求の手続等（第二百二十七条）

第一章 總則

第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律

(以下「法」といふ)第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主(同項の労災保険適用事業主をいふ。以下同じ。)から教又は勤

一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）に関する事務（第三項の事務を除く。）並びに次項

の規定による労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対する指揮監督に関する事務は、第二

条の三の規定により官署支出身（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第二号に規定する官署支出身をいう。以下同

じ。) が行う法第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法

律（以下「徵收法」という。）第十九条第六項の規定による還付金の還付に関する事務を除

き、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（事業場

が二以上の都道府県労働局の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地

を管轄する都道府県労働局長。(以下「一所轄都道府県労働局長」という。)が行う。

2 前項の事務のうち次章の規定による事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、次の区

分に従い、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（事業場が二以上の労働基準監督署の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長。以下「所轄労働基準監督署長」という。）又は事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長（事業場が二以上の公共職業安定所の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長。以下「所轄公共職業安定所長」という。）が行う。

一 徴収法第三十九条第一項に定める事業以外の事業（以下「二元適用事業」という。）のうち労働保険事務組合（徵収法第三十三条第三項の労働保険事務組合をいう。以下同じ。）に一般拠出金の納付その他一般拠出金に関する事項（以下「一般拠出金事務」という。）の処理を委託しないもの及び徵収法第三条の労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険の保険関係」という。）が成立していいる事業のうち徵収法第三十九条第一項に定める事業並びに労災保険の保険関係のみが成立している事業に係る事務 所轄労働基準監督署長

二 一元適用事業のうち労働保険事務組合に一般拠出金事務の処理を委託するものに係る事務 所轄公共職業安定所長

3 一般拠出金及びこれに係る徵収金の徵収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徵收官（事業場が二以上の都道府県労働局の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徵收官）以下「所轄都道府県労働局歳入徵收官」という。）が行う。

4 法第六十五条、第六十六条、第七十条、第七十一条、第七十三条及び第七十四条に規定するものは、当該労働基準監督署長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限のうち労働基準監督署の管轄区域に係るものは、当該労働基準監督署長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

7
る事務は、厚生労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、所轄都道府県労働局長が行う。
前項の事務のうち特別遺族給付金の支給に関する事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所轄労働基準監督署長が行う。

(対象疾病)
第二条 法第二条第二項の厚生労働省令で定める疾病は、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号に規定する疾病を除く。）、じん肺管理区分が管理三（若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条第一号から第五号までに掲げる疾患又は良性石綿胸水とする。

第二章 一般拠出金の納付の手続等
(一般拠出金申告書)
第二条の二 法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する微収法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 労働保険番号
二 労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
三 賃金総額（法第三十七条第一項の賃金総額をいう。）
四 一般拠出金率（法第三十七条第三項の規定により定められる一般拠出金率をいう。）
五 事業に係る労働者数
六 労災保険適用事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を有する場合には、当該労災保険適用事業主の法人番号
法第三十八条第一項において読み替えて準用する微収法第十九条第一項の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三

より納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）においては、電子情報処理組織（政府の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他理由により電子情報処理組織を使用することができ困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申告書の提出を行なうことができる認められる場合は、（）の限りでない。

により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、同表の第三欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第四欄に定める者とする。

第六条 特別遺族年金の請求（特別遺族年金の請求の規定に次に掲げる事項を記述する）

(特別遺族年金の請求)

第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。(以下同じ。)に提出した死亡診断書、死体検査書又は検視調書に記載してある事項についての戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十八条第二項の規定により発行される証明書(当該証明書を得るにとができない正当な理由があるときはこれに代わるべき適切な書類)

二 請求人及び第一項第二号の遺族と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 請求人又は第一項第二号の遺族が死亡労働

の悪性
新生物
事業又は港

建設業	荷役業
（二月を超えて使用されたものに至ったものを除く。）	され、又は使用されたもの

業事の場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある死亡労働者等であつて、当該死亡労働者等について第二欄に掲げ

被扶養の原告の廃棄した業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（当該死亡労働者等が、当該最後の事業場に使用されるまでの間引き

事業主の他の事業場に使用されていいた場合にあっては、当該使用されていた期間のうち当該業務に従事した期間を通算した期間。次

項の第四欄において「特定業務従事期間」という。」が第一欄に掲げる疾病のうち石綿による中皮腫については一年、石綿による気管

えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定する特別遺族年金（法第五十九条第二項の特別遺族年金をいう。以下同じ。）の額は、一千二百万円とする。

第六条 特別遺族年金の請求	
3	(次条第一項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
2	一 死亡労働者等の氏名及び生年月日 二 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡労働者等との関係及び第三条に規定する障害の状態の有無並びに当該請求人の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。） 三 事業の名称及び事業場の所在地 四 死亡の年月日 五 第三号の事業場において石綿にさらされた業務に従事した期間及びその内容 六 第三号の事業場以外の事業場における石綿にさらされる業務に係る従事歴がある場合にあつては、その従事した期間及びその内容 七 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ 当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者（当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨） ロ イに掲げる者以外の者（当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称） 前項第五号に掲げる事項については、労災保険適用事業主の証明を受けなければならない。 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他 の資料を添えなければならない。 一 死亡労働者等に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九

第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)に提出した死亡診断書、死体検査書又は検視調書に記載してある事項についての戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十八条第二項の規定により発行される証明書(当該証明書を得ることができない正当な理由があるときはこれに代わる適当な書類)

二　請求人及び第一項第二号の遺族と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三　請求人又は第一項第二号の遺族が死亡労働者等と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証明することができる書類(厚生

律第八十一号) 第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、この限り

四 請求人及び第一項第二号の遺族（死亡労働者等の死亡の当時胎兒であつた子を除く。）が死亡労働者等の収入によつて生計を維持していくことを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九規定によって該台帳に登録された場合にあつては、同台帳に登録されたことの証明書）

保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない）

亡の時から引き続きその障害の状態にあることとを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

第七条 法第六十一条第一項後段又は法第六十四条
第二項の規定により専用する労働者災害補償
住民基本台帳法第三十条の九の規定により当
該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認
情報の提供を受けることができるときは、(一)
の限りでない。)

災保険法」という。) 第十六条の五第一項後段の規定により新たに特別遺族年金の受給権者となつた者は、その先順位者が既に特別遺族年金の支給の決定を受けた後に特別遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡労働者等の氏名及び生年月日

二 請求人の氏名、生年月日、住所、個人番号及び死亡労働者等との関係

三 請求人と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の氏名

四 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ 当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座を利用して、公金受取口座を利用しようとする者

金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 請求人及び前項第三号の遺族と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 請求人及び前項第三号の遺族のうち、第三条に規定する障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者等の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

三 前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき)は、この限りでない。)

(請求等についての代表者)

第八条 特別遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、これらの者は、そのうち

一人を、特別遺族年金の請求及び受領についての代表者を選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむをえない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定により代表者を選任し、又はその旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。この場合においては、併せてその代表者を選任し、又は解任したことと証明することができる書類を提出しなければならない。

第九条 法第五十九条第二項の特別遺族一時金(以下「特別遺族一時金」という。)の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡労働者等の氏名及び生年月日

二 請求人の氏名、生年月日、住所及び死亡労働者等との関係

ハ イの事業場において石綿にさらされる業務に従事した期間及びその内容

二 イ の事業場以外の事業場における石綿にさらされる業務に係る従事歴がある場合にあつては、その従事した期間及びその内容

一 請求人及び前項第三号の遺族と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 請求人及び前項第三号の遺族のうち、第三条に規定する障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者等の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

三 前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき)は、この限りでない。)

(特別遺族年金の請求)

イ 死亡労働者等に関する市町村長に提出した死亡診断書、死体検査書又は検視調査に記載してある事項についての戸籍法第四十一条第二項の規定により発行される証明書

(当該証明書を得ることができない正当な理由があるときはこれに代わる適當な書類)

ロ 請求人と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本人が特別遺族年金を受けることができる遺族であつたことがないときは、前号ロに掲げる書類

四 前項の規定は、特別遺族一時金の請求及び受領についての代表者の選任及び解任について準用する。

口 特別遺族給付金に関する処分の通知等)

第十条 所轄労働基準監督署長は、特別遺族給付金の支給に関する処分を行ったときは、遅滞なく、文書で、その内容を請求人又は受給権者若しくは受給権者であった者(次項において「請求人等」という。)に通知しなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、特別遺族給付金の支給に関する処分を行ったときは、請求人等から提出された書類その他の資料のうち返還を要する書類その他の物件があるときは、遅滞なく、これを返還するものとする。

(特別遺族年金証書)

第十一条 所轄労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の通知をするときは、次に掲げる事項を記載した特別遺族年金証書(様式第二号)を当該受給権者に交付しなければならない。

一 特別遺族年金証書の番号

二 受給権者の氏名及び生年月日

三 支給の請求をした年月日

第十二条 特別遺族年金証書を交付された受給権者は、当該特別遺族年金証書を失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があったときは、特別遺族年金証書の再交付を所轄労働基準監督署長に請求することができる。

2 前項の請求をしようとする受給権者は、次に掲げる事項を記載した請求書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 特別遺族年金証書の番号

二 亡失、損傷又は氏名の変更の事由

3 特別遺族年金証書を損傷したことにより前項の請求書を提出するときはその損傷した特別遺族年金証書を遅滞なく廃棄し、受給権者の氏名に変更があつたことにより前項の請求書を提出するときは、氏名の変更前に交付を受けた特別

(当該証明書を得ることができない正当な理由があるときはこれに代わる適當な書類)

四 特別遺族年金の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日(次項において「指定日」という。)までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名及び住所

二 その者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の氏名

三 受給権者及び前号の遺族のうち第三条に規定する障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者のその障害の状態の有無

二 前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者及び前項第二号の遺族の戸籍の謄本又は抄本

二 前項第二号の遺族については、その者が受給権者と生計を同じくしていることを証明することができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき)は、この限りでない。)

(特別遺族年金の受給権者の届出)

第十五条 特別遺族年金の受給権者は、次に掲げる場合に、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

一 受給権者の氏名、住所若しくは個人番号に変更があつた場合又は新たに個人番号の通知を受けた場合

二 法第六十一条第一項第二号に該当すること

- 該当する場合を除く。)により特別遺族年金を受ける権利が消滅した場合
- 三 特別遺族年金の受給権者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族(法第六十条第一項第三号ニに掲げる要件に該当する遺族を除く。)の数に増減を生じた場合
- 前項第一号に規定する場合に該当するときは、同項の届出は、特別遺族年金の受給権者の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して行うことができる。
- 3 特別遺族年金の受給権者が死亡した場合は、その者の遺族は、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の規定により当該書類その他の資料と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けようとする預貯金口座として公金受取口座を利用することを希望する旨及び受給権者の個人番号
- 2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

- (労災保険適用事業主の助力等)
- 第十七条** 労災保険適用事業主は、特別遺族給付金の支給を受けるべき者から特別遺族給付金を受けるために必要な証明を求められたときは、速やかに証明をしなければならない。
- (労災保険適用事業主の意見申出)
- 2 前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長に提出するこどにより行うものとする。
- (特別遺族年金の払渡し希望金融機関等の変更の届出)
- 二 労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 死亡労働者等の死亡の年月日
- 五 労災保険適用事業主の意見
- (未支給の特別遺族給付金)
- 四 死亡労働者等の死亡の年月日
- 五 労災保険適用事業主の意見
- (未支給の特別遺族給付金)
- 三 新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号(払渡しを受ける預金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座として当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合(口座登録法第七条第一項の規定により当該公金受取口座の登録を抹消した場合を含

- む。以下この号において同じ。)にあっては、その旨を含む)、新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称(払渡しを受ける時金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける貯金口座として当該公金受取口座を利用して行うことができる。)の数に増減を生じた場合
- 3 前項第一号に規定する場合に該当するときは、同項の届出は、特別遺族年金の受給権者の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して行うことができる。
- 4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の規定により当該書類その他の資料と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けようとする預貯金口座として公金受取口座を利用することを希望する旨及び受給権者の個人番号
- 2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

- (労災保険適用事業主の助力等)
- 第十八条** 労災保険適用事業主は、当該労災保険適用事業主の事業に係る特別遺族給付金の支給の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。
- 2 前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長に提出するこどにより行うものとする。
- 一 労働保険番号
- 二 労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 死亡労働者等の死亡の年月日
- 五 労災保険適用事業主の意見
- (未支給の特別遺族給付金)
- 三 新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号(払渡しを受ける預金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座として当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合(口座登録法第七条第一項の規定により当該公金受取口座の登録を抹消した場合を含

- む。以下この号において同じ。)にあっては、その旨を含む)、新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称(払渡しを受ける時金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける貯金口座として当該公金受取口座を利用して行うことができる。)の数に増減を生じた場合
- 3 前項第一号に規定する場合に該当するときは、同項の届出は、特別遺族年金の受給権者の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して行うことができる。
- 4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の規定により当該書類その他の資料と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けようとする預貯金口座として公金受取口座を利用することを希望する旨及び受給権者の個人番号
- 2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

- (所在不明による支給停止の申請)
- 第二十一条** 法第六十四条第二項の規定により準用する労災保険法第十六条の五第一項の申請は、申請人の年金証書の番号
- 2 前項の申請書には、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとときは、この限りでない。
- 一 所在不明者の氏名、最後の住所及び所在不明となった年月日
- 二 申請人の氏名及び住所
- 三 申請人が所在不明者と同順位者であるときは、申請人の年金証書の番号
- 2 前項の申請書には、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとときは、この限りでない。
- (所在不明による支給停止の解除の申請)
- 第二十二条** 法第六十四条第二項の規定により準用する労災保険法第十六条の五第二項の規定による申請は、申請書及び特別遺族年金証書を、所轄労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。
- (事業主から受けた損害賠償についての届出等)
- 第二十三条** 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から所轄労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。
- 2 前項の規定により受けた損害賠償についての届出等は、申請書及び特別遺族年金証書を、所轄労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。
- 一 特別遺族年金の受給権者と生計を同じくしていない。
- 二 受給権者の氏名及び住所
- 三 新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号(払渡しを受ける預金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座として当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合(口座登録法第七条第一項の規定により当該公金受取口座の登録を抹消した場合を含

- む。以下この号において同じ。)にあっては、その旨を含む)、新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称(払渡しを受ける時金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける貯金口座として当該公金受取口座を利用して行うことができる。)の数に増減を生じた場合
- 3 前項第一号に規定する場合に該当するときは、同項の届出は、特別遺族年金の受給権者の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して行うことができる。
- 4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。

附 則 (平成二十三年一二月二八日厚生労働省令第一五六号)抄
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十四年九月一日厚生労働省令第一二五号)
2 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。
この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「旧徴収則」という。)様式第一一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、旧徴収則様式第四号による下請負人を事業主とする認可申請書、旧徴収則様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに旧徴収則様式第八号による労働保険料還付請求書並びに第二条の規定による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「旧石綿則」という。)様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届は、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「新徴収則」という。)様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、新徴収則様式第四号による下請負人を事業主とする認可申請書、新徴収則様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに新徴収則様式第八号による労働保険料還付請求書並びに第二条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「新石綿則」という。)様式第一号による一般拠出金申告書、新石綿則様式第二号による一般拠出金還付請求書及び新石綿則様式第七号による労働保険事務等処理委託届とみなす。

附則第二条第一項の任意加入申請書並びに新石綿則第二条の二第二項の一般拠出金申告書、新石綿則第二条の三第二項の一般拠出金還付請求書及び新石綿則第二条の八第一項の労働保険事務等処理委託届は、当分の間、なお徴収則及び旧石綿則の相当様式によることができる。

附 則 (平成二十四年九月一八日厚生労働省令第一三五号)

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄
(施行期日)

第一 条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条の四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

(厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十五 条 この省令の施行の際現に提出されるる第三十六条の規定による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年一月三〇日厚生労働省令第一三七号)

（施行期日）
附 則（平成二二一年三月八日厚生労働省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織を使用して行う申告に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下この項において「新徴収則」という。）第二十四条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第二項の規定及び第二条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第二条の二第二項の規定は、特定法人（新徴収則第二十四条第三項に規定する特定法人をいう。）の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十号第四号）第十五条第一項、第十六条及び第十九条第一項の規定及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第一項において読み替えて準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十九条第一項の規定による申告書の提出について適用する。

（附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和元年九月二七日厚生労働省令第五二号）抄

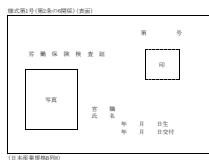
（施行期日）

新施行規則様式第二号の規定の施行の際現に
ある旧様式による用紙については、当分の間、
これを取り繕つて使用することができる。

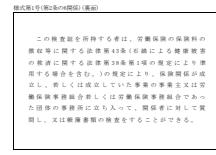
**附則（令和六年五月二十四日厚生労働省
令第八八号）**

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、この省令による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

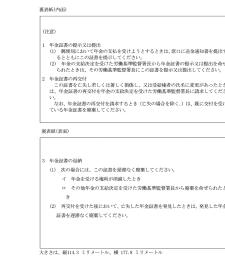
様式第一号（第二条の6関係）（裏面）



様式第1号（第二条の6関係）（裏面）



様式第2号（第十一條関係）



様式第3号（第二十七条関係）（表面）

様式第3号（第二十七条関係）（裏面）

様式第4号（第二十七条関係）（表面）

様式第4号（第二十七条関係）（裏面）